

兵庫県公報

平成24年12月7日 金曜日 第2447号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 異種目換地指定（農地整備課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	7

告 示

兵庫県告示第1536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））五斗長地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

平成24年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

市町	大字	字	番地	地目	用途	地積（㎡）
淡路市	黒谷	経田	1395—3	田	田	75
同市	黒谷	経田	1396—4	田	田	485
同市	黒谷	経田	1397—3	田	田	359のうち18.19
同市	黒谷	高瀬	1458	田	田	1530のうち103.26

兵庫県告示第1537号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

平成24年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	照也土井、宮弘波、丸宮土井、茂広波、鶴神土井、 照忠土井、千代藤土井、宮奥城、芳悠土井、宮喜、 芳恒土井、広正土井、菊優土井、宮菊城、石義丸、 菊淡土井、菊也土井、北森宮、北妙美波、照村土

			井、広阿津土井、柏菊土井、照憲土井、丸尚土井、宮菽正、丸典土井、丸明波、西清土井、西上土井、丸秀土井、照武土井
	豚	デュロック種	アイリス サクラ ヒヨチク 10-134
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	丸富士井、菊西土井、芳山土井、広美土井、鶴貴土井、茂初波、茂和美波



兵庫県告示第1538号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区余部字サンジ真奥2814、2814の1、2815、字コツトリ2816、2816の1、字寄合畑2817、2817の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1539号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町公文字丑神59の1・字ソバダニ69 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丑神59の1・字ソバダニ69 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1540号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2019の5、2023の4、2023の8、2024の67
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第1541号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
専務執行役員加古川製鉄所長 尾 上 善 則
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	71号の2イ 洗浄施設		
能 力	処理風量60m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10~11	12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	80	200
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5	1
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	70	175
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	1	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年12月 7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第1542号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

- 住友精化株式会社別府工場
 加古郡播磨町宮西346番地の1
 別府工場長 重 田 裕 基
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 住友精化株式会社別府工場
 加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設	
能	力	50m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	40	40
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10未満	10未満
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.04未満	0.04未満
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.003未満	0.003未満
	セレン及びその化合物 (単位 mg/L)	6	6
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1	1

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年12月 7日から同月28日まで
 (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年12月 7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月 7日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 口小野庄境線	豊岡市出石町田多地字持網45番から 同 市出石町田多地字岡本51番まで	旧	11.0から 15.0まで	390.0	
		新	16.0から 23.0まで	390.0	



兵庫県告示第1544号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.4.8号朝霧二見線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
明石市大久保町谷八木字居屋敷及び字北畑
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成24年12月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び明石市都市整備部都市計画課



兵庫県告示第1545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年12月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0010号	24.11.21	宍粟市山崎町門前字大道南87番3の一部 同 市山崎町門前字小井元70番の一部、70番 地先里道、70番地先水路	5.00 ～ 5.20	33.65



兵庫県告示第1546号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年12月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24淡路位置 0006号	24. 11. 21	淡路市久留麻字田尻28番45の一部	6.00	57.84

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第377号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年12月7日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成24年3月16日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成24年12月14日（金）から平成25年3月1日（金）までの間（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(4) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046